三　心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
五　第三十一条の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（認定の更新）

第二十八条　第二十六条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第二十六条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（廃止の届出）

第二十九条　認定経営革新等支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二十条第二項の表第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項中「第二十条第一項第一号」を「第二十二条第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号の項中「第二十条第一項各号」を「第二十二条第一項各号」に改め、同表第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十三条第二号の項中「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、第三章第四節中同条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（特定許認可等に基づく地位の承継等）

第二十三条　認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十三条第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

2　承継等中小企業者等は、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により承継等中小企業者等が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。

4　この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第二十四条　中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第九号に掲げる措置に限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十五条　認定経営力向上計画に記載された被承継等中小企業者等であって株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定経営力向上計画（事業承継等（第二条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2　前項の期間は、一月を下ってはならない。

3　第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4　特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第十九条の見出し中「経営力向上促進業務」の下に「及び事業再編投資円滑化業務」を加え、同条に次の一項を加える。

2　中小企業基盤整備機構は、事業再編投資を円滑化するため、認定事業再編投資組合が認定事業再編投資計画に従って事業再編投資を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第一項の表第三条第一項の項、第二項及び第三項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第四項の表第三条第一項の項、第五項及び第六項中「第十六条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条第七項の表第三条第一項の項、第八項及び第九項中「第十六条第七項」を「第十八条第七項」に改め、同条を第十八条とする。

第三章第三節中第十五条の次に次の二条を加える。

（事業再編投資計画の認定）

第十六条　事業再編投資を行おうとする投資事業有限責任組合は、事業再編投資に関する計画（以下この条及び次条において「事業再編投資計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その事業再編投資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　事業再編投資計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業再編投資の内容及び実施時期

二　事業再編投資を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業再編投資計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　前項各号に掲げる事項が事業再編投資を確実に遂行するために適切なものであること。

（事業再編投資計画の変更等）

第十七条　前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合（以下「認定事業再編投資組合」という。）は、当該認定に係る事業再編投資計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業再編投資計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編投資計画」という。）に従って事業再編投資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。